

脳死判定・臓器摘出の要件の変更に伴う検討課題

(検討課題 1)

本人（15歳以上の者）の臓器提供の意思が不明の場合（臓器を提供する意思や提供しない意思が明らかでない場合）に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する遺族（家族）の範囲について

(検討課題 2)

小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する遺族（家族）の範囲について

(検討課題 3)

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について

(検討課題 4)

知的障害者等の意思表示の取扱いについて

(検討課題 5)

臓器を提供しない意思を表示していなかったことを確認する手段及び手順について

(検討課題2)

小児(15歳未満の者)の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する遺族(家族)の範囲について

【検討の視点】

- 現行制度の下での心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植における「遺族の範囲」を踏まえ、どのように考えるか。
- コーディネーターが遺族の意向を確認する際に、小児の特性を踏まえ注意する点について、ガイドライン上どのように規定するか。

【前回作業班での主な御意見】

- 小児とその両親の関係は重視する必要があること。
- 臓器提供についての承諾を行うに当たって、それぞれの夫婦間の関係等に配慮する必要があること。
- 小児医療においても、治療方針の決定に当たって家族に確認する場合、集団で行うのと個別行うのでは、答え方が異なっていることがあること。
- 親権者という点に重きを置くと、現実にそぐわない場合があること。
- ガイドラインで定める遺族の範囲からすると、全ての遺族から個別に承諾を得る運用は現実的ではなく、家族構成等に応じた現場の対応に委ねるべき。

【検討の方向性(案)】

- 小児(15歳未満の者)の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する遺族(家族)については、
 - ・ 「遺族の範囲」は成人と同じとすること。
 - ・ ただし、死亡した者が未成年者であった場合には、特に父母それぞれの意向を慎重に把握すること。とすることで良いか。

(検討課題3)

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について

【検討の視点】

- 改正法に係る国会審議の過程において、提案者から、15歳未満であっても拒否の意思表示については有効なものとして取り扱うとの答弁があったことを踏まえ、どのように考えるか。
- 民法上、意思能力が備わっていない子どもの意思表示は無効とされるが、このことを踏まえ、どのように考えるか。

【前回作業班での主な御意見】

- 臓器を提供しない意思が有効に表示されていれば、絶対に摘出しないということが原則であるが、そのような意思能力について、一律に年齢で区切ることは困難であること。
- 年少の児童が表示していた場合には、臓器提供について一応の理解をした上で表示されたものであるかどうか確認すべきであること。
- 児童の臓器提供についての理解を現場で確認することは困難であること。

【検討の方向性（案）】

- 小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思については、
 - ・ 臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がないことの表示については、年齢に関わらず有効なものとして取り扱うこととするので良いか。

(検討課題4)

知的障害者等の意思表示の取扱いについて

【検討の視点】

- 改正法に係る国会審議の過程において、提案者から、知的障害者等については拒否の思いを持っていた可能性が否定できないため、現行のガイドライン上の取扱いは今後も維持すべきとの答弁があったことを踏まえ、どのように考えるか。
- 今後の「知的障害者等の意思表示」の取扱いについては、拒否の思いは有効と考えるか、又は、拒否の思いも含めて今後さらに検討すべきものとするか。

【前回作業班での主な御意見】

- 国会審議の過程で、現行のガイドラインは維持すると明確に答弁されていることは尊重する必要があること。
- 知的障害者等についての現行のガイドラインを維持することは、成年後見人の役割と親権者の役割の違いという観点の一つの理由となり得るが、知的障害児についての問題は残ること。
- 国会では臓器提供に係る拒否の意思を問題にしていることからすれば、脳死判定を見合わせるとともに、臓器摘出についても同様の取扱いとなること。